第57期　滋賀地方最低賃金審議会

令和８年度　第５回　滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和８年10月30日（金）９時55分～10時13分
開催場所	滋賀労働局　６階共用会議室
出席状況	公益代表委員　　３人　（定数５人） 労働者代表委員　４人　（定数５人） 使用者代表委員　５人　（定数５人） 事務局　　５人
出席者	公益代表委員　　片山　聡　木下康代　堀田直美 労働者代表委員　相澤三千代　榎並典朗　平塚雄二 松井大介（10:00入室） 使用者代表委員　池田　健　大日陽一郎　楠亀博美　福地康博 水野　透 事務局　　田代労働局長　青木労働基準部長　大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐　遠藤労働基準監督官
主要議題	・特定（産業別）最低賃金専門部会報告について ・特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申） ・その他
議事録	別紙のとおり

別紙

○木下会長
ただ今から、第５回 滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。はじめに、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長
事務局から２点申し上げます。
１点目は、本審議会の公開についてですが、運営規程により公開としており、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせします。
なお、傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方はいませんでしたので、ご報告いたします。
次に２点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員３名、労働者代表委員３名、使用者代表委員５名の合計 11 名のご出席をいただいております。労働者委員の松井委員におかれましてはのちほどご出席の予定です。公益委員の佐野委員、松田委員、労働者委員の平井委員におかれましては所用により欠席のご連絡をいただいております。
したがいまして、最低賃金審議会令の規定により、定数の３分の２以上の出席をいただいていますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。以上です。

○木下会長
それでは、議事を進めてまいります。
まず、議題（１）「特定（産業別）最低賃金専門部会報告について」です。
８月 25 日に滋賀労働局長から諮問があった４件の特定（産業別）最低賃金の改正決定については、専門部会を設置し金額審議がなされ、昨日までに各専門部会が終了し、当審議会に「専門部会報告書」が提出されました。
各部会長に代わって、事務局から、報告書の朗読をお願いします。

○岩永補佐
資料№.１、１ページ目からの専門部会報告書を朗読します。なお、朗読に際し、最低賃金の件名及び専門部会の名称につきましては略称を用い、専門部会委員のお名前は割愛させていただきます。また、別紙につきましては、最低賃金額及び効力発生の日のみの読み上げとさせていただきます。
最初の窯業・土石製品製造業以外につきましては、最低賃金の件名、専門部会部会長名及び最低賃金額のみとさせていただきます。

１ページ目です。
滋賀地方最低賃金審議会　会長　木下康代殿
滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会　部会長　佐野洋史
滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書
当専門部会は、令和８年８月 25 日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。
最低賃金額　１時間 1,151 円
効力発生の日　法定どおり

３ページ目です。
一般機械器具製造業最低賃金専門部会報告書
部会長　木下康代
最低賃金額　１時間　1,168 円

５ページ目です。
精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会報告書
部会長　松田有加
最低賃金額　１時間　1,160 円

７ページ目です。
自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会報告書
部会長　片山聡
最低賃金額　１時間　1,169 円
以上でございます。

〇木下会長
ただ今の専門部会報告書について、各専門部会の部会長、もしくは、部会長代理から、追加や補足すべき事項等があればご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔発言なし〕

特になければ、委員の皆様から、専門部会報告書について、ご意見やご質問等ございますでしょうか。

〔質疑・意見等なし〕

（松井委員入室）

では、次の議題（２）「特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）」に移ります。
先ほど専門部会報告があった４件の特定（産業別）最低賃金の改正について、最低賃金審議会令第６条第５項「専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」について適用しておりませんので、この審議会において審議し、議決する必要があります。
したがいまして、これより、採決を行います。
採決に当たり、４件の特定（産業別）最低賃金の件名については、略称といたしますので、よろしくお願いします。
事務局は、現在の定足数の確認をお願いします。

〇大橋室長
現在、12 名の委員にご出席いただいております。定数の３分の２以上の出席がございますので、採決に必要な定足数を満たしていることを報告いたします。
なお、表決権は、会長を除く 11 名であり、賛否同数の場合、会長が決することとなります。以上です。

○木下会長
はじめに、滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金について、専門部会報告のとおり「現行の 1,099 円を 52 円引上げ、1,151 円に改正する」と、答申することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

〔委員挙手〕

では、反対の方、挙手をお願いします。

〔委員挙手〕

賛成多数で可決されました。
したがいまして、現行の 1,099 円を 52 円引上げ、1,151 円に改正することを本審議会の決定として、答申します。

次に、滋賀県一般機械器具製造業最低賃金について、専門部会報告のとおり「現行の 1,114 円を 54 円引上げ、1,168 円に改正する」と、答申することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

〔委員挙手〕

では、反対の方、挙手をお願いします。

〔委員挙手〕

賛成多数で可決されました。
したがいまして、現行の 1,114 円を 54 円引上げ、1,168 円に改正することを本審議会の決定として、答申します。

続きまして、滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金について、専門部会報告のとおり「現行の 1,105 円を 55 円引上げ、1,160 円に改正する」と、答申することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

〔委員挙手〕

全員賛成ですので、全会一致で可決しました。
したがいまして、現行の 1,105 円を 55 円引上げ、1,160 円に改正することを本審議会の決定として、答申します。

最後に、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金について、専門部会報告のとおり「現行の 1,115 円を 54 円引上げ、1,169 円に改正する」と、答申することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

〔委員挙手〕

では、反対の方、挙手をお願いします。

〔委員挙手〕

賛成多数で可決されました。
したがいまして、現行の 1,115 円を 54 円引上げ、1,169 円に改正することを本審議会の決定として、答申します。

それでは、事務局から「答申文（案)」を配布の上、朗読をお願いします。

〔答申文（案）の配布〕

○岩永補佐
それでは、答申文（案）を朗読いたします。
なお、朗読に際しましては、専門部会報告と同様に最低賃金の件名については略称を用いさせていただき、別紙は金額及び効力発生の日のみの読み上げとさせていただきます。
最初の窯業・土石製品製造業以外につきましては、件名及び金額のみとさせていただきます。

滋賃審第 20 号
滋賀労働局長　田代良文殿
滋賀地方最低賃金審議会　会長　木下康代
滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について（答申）
当審議会は、令和８年８月 25 日付け滋労発基 0825 第３号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。
最低賃金額　１時間　1,151 円
効力発生の日　法定どおり

一般機械器具製造業最低賃金
最低賃金額　１時間　1,168 円

精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金
最低賃金額　１時間　1,160 円

自動車・同附属品製造業最低賃金
最低賃金額　１時間　1,169 円
以上でございます。

○木下会長
ただ今、事務局から４件の「答申文（案)」の朗読がありましたが、この内容についてご意見、ご質問等はございますでしょうか。

〔意見等なし〕

それでは、この答申文（案）により答申することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

では、これをもって、滋賀労働局長に答申しますので、（案）を取って、日付に今日の日付を入れてください。
それでは、答申いたします。

○大橋室長
では、会長、局長、所定の位置までお進みください。

〔会長から局長に答申文を手交〕

席にお戻りください。

○木下会長
それでは、今後の手続きについて、事務局から説明をお願いします。

○大橋室長
今後の手続きですが、本日この後、「異議申出の公示」を行います。
異議申出期限を、11 月 16 日(月)までとし、異議の申し出がなければ、答申どおりに特定（産業別）最低賃金を、滋賀労働局長が決定します。
例年、特定（産業別）最低賃金に係る異議申出はありませんが、仮に、異議申出があった場合は、11 月 17 日（火）午前 11 時 00 分から、第６回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、異議について審議をいただきますので、念のため日程確保をお願いいたします。
その後、官報公示等の手続きを経まして、改正後の特定（産業別）最低賃金の発効日は、法定どおりの 12 月 31 日(木)となる予定です。以上です。

○木下会長
では最後に、議題（３）「その他」です。委員の皆さんから何かございますか。

〔意見なし〕

特になければ、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長
事務局から、地域別最低賃金の周知状況についてご報告と、そのほかに２点ご連絡いたします。
地域別最低賃金の周知については、県内市町の広報誌やホームページへの掲載依頼を行ったほか、関係労使団体や公的機関にポスター、リーフレット等を配布しており、外国人労働者への周知のため、外国語版リーフレットを滋賀県国際協会に配布したほか、県内の高校、

大学等の教育機関、県内の求人誌といったところにも周知しております。
また、広く県民への周知のため、ケーブルテレビやコミュニティＦＭ局にて周知放送を行ったほか、ＷＥＢ広告を活用した周知を行いました。
発効日前日には、街頭周知活動として連合滋賀様と合同で石山駅前において周知用品のウエットティッシュを配布し、当日の様子はＮＨＫの地域ニュースで放送されたほか、中日新聞にも掲載されました。
特定（産業別）最低賃金については、12 月１日予定の官報公示後から周知広報活動を行いますので、委員の皆様におかれましてもご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。
次に連絡事項です。１点目は 11 月 17 日（火）の異議審の開催判断についてです。
本日から異議申出を受付け、申出期限は、異議審の前日となる 11 月 16 日（月）の午後５時 15 分までとなっております。異議申出がなければ 17 日の異議審は開催しませんが、開催有無にかかわらず、委員の皆様には 16 日午後６時までにメール連絡いたしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。
２点目は、３月に開催する審議会の日程についてです。令和９年３月５日（金）の午後に開催予定ですが、こちらも後日改めて事務局からメール連絡いたしますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。
それでは最後に、労働局長の田代からご挨拶を申し上げます。

〇田代局長
本日は、４件の特定最低賃金の改正決定につきまして答申をいただきました。
各専門部会では、短い期間の中、慎重かつ真摯にご審議をいただきまして、本日の答申に至りましたことに、厚く御礼申し上げます。
また、各労使委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場からご主張がある中で、活発かつ建設的なご議論を重ねていただきましたことに感謝を申し上げます。
公益委員の皆様におかれましても、審議の取りまとめや調整にご尽力いただきましたことに、改めまして御礼申し上げます。
今後は、改正されます特定最低賃金の周知と履行確保に重点を置きながら、適正な制度運営に努めてまいりますとともに、制度の周知広報に引き続き取り組んでまいります。委員の皆様におかれましては、引き続き労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
今年度の地域別最低賃金、特定最低賃金の改正に向けての審議は、今後異議申出がなければ、実質的に、本日をもって終了となります。改めまして心から御礼申し上げます。
本日は誠にありがとうございました。

〇木下会長
ありがとうございました。
本日、４件の特定（産業別）最低賃金の改正決定の答申を行うことができました。ご出席いただいた委員の皆様、お疲れさまでした。
以上で、本日の審議会を終了いたします。